

# 平成 22 年度第 1 回 自動車検査員教習試験問題

## (基礎法令・整備関係法令)

|      |  |     |  |
|------|--|-----|--|
| 受験番号 |  | 氏 名 |  |
|------|--|-----|--|

### 【注意事項】

1. 問題用紙は、試験開始の合図があるまで開いてはいけません。
2. 試験時間は 75 分間です。
3. 問題用紙と答案用紙は別になっています。解答は必ず答案用紙に記入すること。
4. 答案用紙に氏名等の記入がない場合は失格となります。
5. 試験会場から退場するときは、答案用紙のみを提出して問題用紙は持ち帰ること。
6. その他、試験員の指示に従って受検すること。

問題 1 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令に規定されている事項に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を下枠から選び、その記号を記入しなさい。なお、同じ記号を複数回使用しても差し支えない。

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての【 ① 】を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の【 ② 】の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
2. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録ファイルに【 ③ 】を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。
3. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、【 ④ 】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたときはこの限りでない。
4. 法第40条から第42条まで、第44条及び第45条の規定による保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は【 ⑤ 】に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであつてはならない。
5. 新規検査（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に係るものを除く。）の申請は、【 ⑥ 】の申請と同時にしなければならない。
6. 自動車は、【 ⑦ 】を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を【 ⑧ 】しなければ、運行の用に供してはならない。
7. 自動車の使用者が法第62条第2項（法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合（検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者にあつては、第62条第2項の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合に限る。）には、当該自動車の使用者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に【 ⑨ 】又は軽自動車税の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面を提示しなければならない。

8. 何人も、第58条第1項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第97条の3第1項の規定により使用の届出を行つている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は【 ⑩ 】その他これらに類する行為であつて、当該自動車が【 ⑪ 】に適合しないこととなるものを行つてはならない。

9. 普通自動車とは 小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び【 ⑫ 】以外の自動車をいう。

10. 封印の取りつけは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の【 ⑬ 】の取りつけ箇所に行うものとする。

11. 一時抹消登録を受けた自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に係る【 ⑭ 】（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう。）を提示しなければならない。

12. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に有効期間を記入する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の【 ⑮ 】とする。

|           |             |               |           |
|-----------|-------------|---------------|-----------|
| ア. 運行     | イ. 運送事業     | ウ. 継続検査       | エ. 軽二輪自動車 |
| オ. 公証等    | カ. 小型特殊自動車  | キ. 証明等        | ク. 使用者    |
| ケ. 自動車検査証 | コ. 自動車重量税   | サ. 自動車税       |           |
| シ. 新規登録   | ス. 審査事務規程   | セ. 整備         | ソ. 整備事業   |
| タ. 備え付け   | チ. 左右何れか    | ツ. 前日         | テ. 当日     |
| ト. 登録     | ナ. 登録事項等証明書 | ニ. 登録識別情報等通知書 |           |
| ヌ. 取り外し   | ノ. 販売者      | ハ. 左側         | ヒ. 表示     |
| フ. 保安基準   | ヘ. 保安基準適合証  | ホ. 右側         | マ. 翌日     |

問題 2 次の各々の文について、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令に照らして、適切なものには○を、適切でないものには×をつけなさい。

1. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を型式指定車と同一となるように維持しなければならない。
2. 自家用乗用自動車（レンタカー除く。）の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。
3. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について法第48条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 点検の年月日
  - 二 点検の結果
  - 三 整備の概要
  - 四 整備を完了した年月日
  - 五 その他国土交通省令で定める事項
4. 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき（法第54条の2第1項に規定するときを除く。）は、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために継続検査を受けるべきことを命ずることができる。
5. 法第54条の2第1項の規定による整備命令を受けた自動車の使用者は、当該命令を受けた日から15日以内に、地方運輸局長に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行った当該自動車の構造等変更検査を申請しなければならない。
6. 法第55条第1項の規定による自動車整備士の技能検定は、申請者が定期点検整備に関する知識及び技能を有するかどうかを学科試験の結果及び整備士講座の受講状況を確認することによって行う。
7. 国土交通大臣は、自動車を使用し、又は運行する者が、自動車の点検及び整備の実施の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする手引を作成し、これを公表するものとする。
  - 一 法第47条の2第1項及び第2項並びに第48条第1項の規定による点検の実施の方法
  - 二 前号に規定する点検の結果必要となる整備の実施の方法
  - 三 前二号に掲げるもののほか、点検及び整備に関し必要な事項

8. 大型車の「ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷」の点検方法は、「自動車の点検及び整備に関する手引き」で、ディスク・ホイールを外して点検すること及びディスク・ホイールの取付後5～10km走行後にホイール・ナットの増し締めをすること等が示されているが、増し締めに関しては自動車の整備担当者が実施しなければならない。
9. 車両総重量8トン以上の自家用自動車及び車両総重量8トン未満で乗車定員29人以上の自家用自動車は、3ヶ月ごとに定期点検をしなければならない。
10. 点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から当該自動車を抹消登録又は移転登録した日までとする。

問題 3 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令又は通達に規定されている事項に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句をそれぞれの枠内から選び、その記号を記入しなさい。

1. 自動車分解整備事業を【 ① 】しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

ア. 譲渡又は譲受      イ. 取得      ウ. 開設      エ. 経営      オ. 認証

2. 地方運輸局長は、自動車分解整備事業者の申請により、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であつて、自動車の整備について法第94条第1項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び【 ② 】を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第94条の4第1項の自動車検査員を選任して第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

ア. 車両置場      イ. 管理組織      ウ. 資金      エ. 検査機器      オ. 経験

3. 指定自動車整備事業者は、有効な自動車検査証の交付を受けている普通自動車を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な【 ③ 】をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章を依頼者に交付しなければならない。

ア. 見積      イ. 整備      ウ. 完成検査      エ. 料金の明示      オ. 受入検査

4. 自動車検査員は、法第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車について、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録された構造等に関する事項と【 ④ 】でなければ、法第94条の5第1項の証明をしてはならない。

ア. 同等      イ. 一部が同等      ウ. 所使同一      エ. 概ね同一      オ. 同一

5. 自動車検査員その他法第94条の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により【 ⑤ 】に従事する職員とみなす。

ア. 国の責務      イ. 役職      ウ. 地方の責務      エ. 法人      オ. 公務

6. 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく【 ⑥ 】に違反したときは、6月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。

ア. 処分      イ. 指導      ウ. 行政指導      エ. 警告      オ. 支局長の通告

7. 自動車分解整備事業者の認証された事業場は、常時分解整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、且つ、道路運送車両法施行規則別表第4に掲げる規模の屋内作業場及び【 ⑦ 】を有するものであること。

ア. 工具      イ. 機器      ウ. 検査機器      エ. 屋外作業場      オ. 車両置場

8. 自動車分解整備事業者は、法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において【 ⑧ 】の見やすいように掲示しなければならない。

ア. 依頼者      イ. 申告者      ウ. 作業工員      エ. 整備士      オ. 事務員

9. 優良自動車整備事業者の【 ⑨ 】を受ける者は、事業場において、法又は優良自動車整備事業者認定規則の規定を遵守することができる体制を有するものであること。

ア. 認定      イ. 認証      ウ. 指定      エ. 表彰      オ. 許可

10. 軽油を燃料とする自動車も検査することができる指定自動車整備事業者の事業場にあつては、次に掲げる自動車検査用機械器具を備えていること。

イ ホイール・アライメント・テスト又はサイドスリップ・テスト  
ロ ブレーキ・テスト  
ハ 前照灯試験機  
ニ 音量計  
ホ 速度計試験機  
ヘ 一酸化炭素測定器  
ト 炭化水素測定器  
チ 【 ⑩ 】

ア. 黒煙測定器及びオパシメーター      イ. 黒煙測定器又はオパシメーター  
ウ. PM測定器      エ. 粒子状物質測定器      オ. NOx測定器

11. 法第94条の4第1項に基づき指定自動車整備事業者が選任しなければならない自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第5号の【⑪】(二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格している者を除く。)として一年以上の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの。

二～四 (略)

|                  |           |          |
|------------------|-----------|----------|
| ア. 钣金及び電装以外の作業工員 | イ. 自動車検査員 | ウ. 整備管理者 |
| エ. 自動車工          | オ. 整備主任者  |          |

12. 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任、又は解任した場合、その日から【⑫】に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

|          |               |          |
|----------|---------------|----------|
| ア. 1ヶ月以内 | イ. 業務開始までに速やか | ウ. 30日以内 |
| エ. 15日以内 | オ. 10日後       |          |

13. 法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の証明は、自動車検査員が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に【⑬】することにより行う。

|             |       |       |       |       |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| ア. 記名し、及び押印 | イ. 署名 | ウ. 記名 | エ. 押印 | オ. 証明 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|

14. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、法第94条の5第4項の検査をした日から【⑭】とする。

|                    |         |          |          |
|--------------------|---------|----------|----------|
| ア. 30日間            | イ. 15日間 | ウ. 15日程度 | エ. 30日程度 |
| オ. 自動車損害賠償責任保険の満了日 |         |          |          |

15. 【⑮】は、地方運輸局長から自動車検査員に対し研修を行なう旨の通知を受けたときは、自動車検査員に当該研修を受けさせなければならない。

|             |                  |          |
|-------------|------------------|----------|
| ア. 事業場管理責任者 | イ. 指定自動車整備事業者    | ウ. 技術主任者 |
| エ. 店長       | オ. 保安基準適合証等交付受任者 |          |

16. 指定自動車整備事業者は、法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付を請求する者から自動車損害賠償責任保険証明書の提示がない場合、保安基準適合証及び保安基準適合標章を【 ⑯ 】。

ア. 書損とする      イ. 交付台帳にて管理すること      ウ. 朱抹処理とする  
エ. 交付しなければならない      オ. 交付してはならない

17. 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、法第94条の5第4項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。

ただし、【 ⑰ 】に伴う簡単な作業は補助者が行っても差し支えない。

ア. 検査      イ. 整備      ウ. 点検      エ. 測定      オ. 点検及び整備

18. 限定保安基準適合証の交付をする場合において、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合していない部分以外に保安基準に適合していないと認める部分がある場合には、その内容、必要性及び【 ⑱ 】等について自動車ユーザーに十分説明し、整備を行うよう促すこと。

ア. 整備時間      イ. 検査時間      ウ. 料金      エ. 部品代金      オ. 時間

19. 【 ⑲ 】は、法第94条の5第2項の検査（完成検査）の確認時において、検査車両の走行距離計表示値と分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値が同一であるかを確認する。

ア. 整備主任者      イ. 整備工員      ウ. 事業場管理責任者  
エ. 技術主任者      オ. 自動車検査員

20. 指定整備記録簿の「目視による検査」の欄については、目視、【 ㉔ 】等を用いて行う検査結果を記載すること。

ア. 目測      イ. 計測器      ウ. 検査機器      エ. ハンマ      オ. 検車台

問題 4 次の各々の文は、道路運送車両法に基づく関係通達（指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準）に規定されている事項に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を記入しなさい。

1. 工員数、設備の有無等の基準

| 番号   | 項 目            | 審査の基準                                                                                  | 備 考                                              |
|------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 1-1  | 工員数            | 【 ① 】人以上<br>ただし、対象自動車の種類に車両総重量 8 t 以上、最大積載量 5 t 以上又は乗車定員 30 人以上の車両を含む場合には、<br>【 ② 】人以上 |                                                  |
| 1-2  | 整備士数           | 【 ③ 】人以上                                                                               | 自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）の数 |
| 1-3  | 整備士保有率         | 【 ④ 】以上                                                                                | 自動車工の数に対する整備士数の割合                                |
| 1-4  | 屋内現車作業場        | 道路運送車両法施行規則別表第 4 の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上                                            | 現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。                      |
| 1-5  | その他の作業場        | ◎                                                                                      | 機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場                             |
| 1-6  | 車両置場           | a × 【 ⑤ 】以上                                                                            | 屋内、屋外を問わない。a は当該事業場の屋内現車作業場面積                    |
| 1-7  | 完成検査場          | ◎                                                                                      | 屋内                                               |
| 1-8  | シャシ・ルフリケータ     | ○                                                                                      | 二輪の自動車のみを対象とする場合は不要                              |
| 1-9  | オイル・バケットポンプ    | ○                                                                                      |                                                  |
| 1-10 | ホイール・バランス      | ○                                                                                      | 大型特殊自動車のみを対象とする場合は不要                             |
| 1-11 | フリー・ローラ        | △                                                                                      | 四輪の自動車を対象とする場合に限り（可搬式のものであっても可）。                 |
| 1-12 | ラジエータ・キャップ・テスト | ○                                                                                      |                                                  |
| 1-13 | レギュレータ・テスト     | ○                                                                                      |                                                  |
| 1-14 | コンデンサ・テスト      | ○                                                                                      | 自家工場であってジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要                     |
| 1-15 | コイル・テスト        | ○                                                                                      | 同上                                               |
| 1-16 | 電子計測機器         | △                                                                                      | オシロスコープ等                                         |
| 1-17 | 検車装置           | ○                                                                                      | 検車台、ピット、リフト等                                     |

(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。

2. ○印の事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。

3. △印は保有することが望ましいことを示す。

4. 当該事業場に設置されたサーキット・テストがレギュレータ・テスト、コンデンサ・テスト及びコイル・テストの代用となり得る場合には、これらを保有しているものと見なす。

# 平成 2 2 年度第 1 回 自動車検査員教習試験問題

## ( 検 査 関 係 )

|      |  |     |  |
|------|--|-----|--|
| 受験番号 |  | 氏 名 |  |
|------|--|-----|--|

### 【注意事項】

1. 問題用紙は、試験開始の合図があるまで開いてはいけません。
2. 試験時間は 7 5 分間です。
3. 審査事務規程(本則及び附則)は会場への持ち込みを認めます。
4. 簡易な卓上計算機の使用は認めますが、それ以外の計算機(電子計算機、及び計算機能付き携帯電話等)を使用してはいけません。
5. 問題用紙と答案用紙は別になっています。解答は必ず答案用紙に記入すること。
6. 答案用紙に氏名等の記入がない場合は失格となります。
7. 答案用紙は 2 枚綴りになっています。切り離さないで下さい。
8. 試験会場から退場するときは、答案用紙のみを提出して問題用紙は持ち帰ること。
9. その他、試験員の指示に従って受検すること。

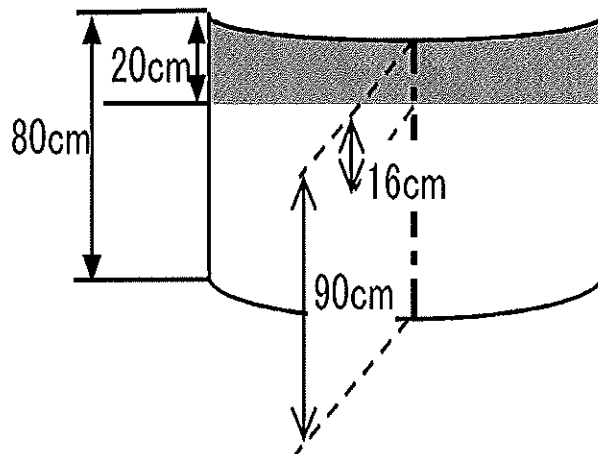
沖縄総合事務局

問題 1 次の各々の文章について、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び自動車検査独立行政法人審査事務規程に照らして、適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

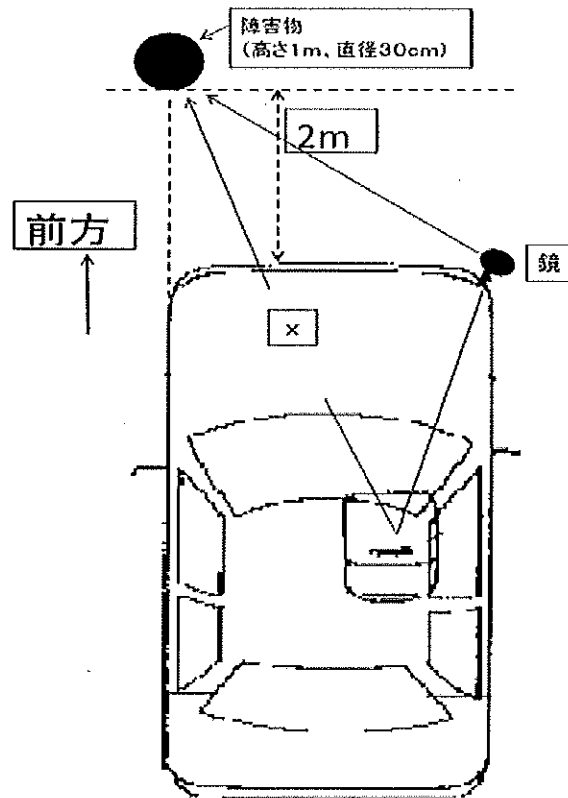
1. セミトレーラの長さは、車両前端から後端までの水平距離が12メートルを超えてはならない。
2. 「第一種座席ベルト」とは、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。
3. 車両総重量が7200kgのキャブオーバには、大型後部反射器を備えなければならない。
4. 幼児専用車には、非常時に容易に脱出できる非常口を設けなければならない。ただし、すべての座席が乗降口から直接着座できる自動車にあっては、この限りでない。
5. 平成17年12月31日以前に製作された自動車の車幅灯の灯光の色は白色、淡黄色又は橙色であり、そのすべてが同一であること。
6. 長さ6m以下の普通自動車である被牽引自動車には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。
7. ハンドルバー方式のかじ取り装置を備える二輪自動車（最高速度が50 km/hを超えるもの）は、自動車の左側又は右側に後写鏡を備えればよい。
8. 150 kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する被牽引自動車を牽引する牽引自動車には、消火器を備えなければならない。
9. 平成18年4月に製作された被牽引自動車の前面の両側には、反射光の色が白色又は橙色の前部反射器を備えなければならない。
10. 新規検査において、当該自動車にルーフ・ラックが備えられており、登録識別情報等証明書（一時抹消登録証明書）に記載された高さがと異なっていたが、指定部品であるため保安基準適合証へ証明できる。

問題2 次の各々の文章について、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び自動車検査独立行政法人審査事務規程に照らして、適合しているものには○を、適合していないものには×を記入しなさい。なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

1. タイロッドが変形していたため、加熱することにより変形を修正した。
2. 二輪自動車の前方に対して表示するための方向指示器の照明部の大きさを測定したところ直径が4 cmであった。
3. 灯火器の色があせていたため、灯火器の表面にフィルムを貼付し、当該フィルムをスプレーで着色した。
4. 最大積載量が600 kgの貨物自動車に保護仕切りが備えられていなかったが、運転者席の背あてが積載物品等から保護されると認められたため、運転者席の背あてを保護仕切りと見なした。
5. 車両重量2750 kg、車両総重量3000 kgの普通自動車の最大安定傾斜角度を測定したところ、32度で車輪止めと反対側の全ての車輪が踏板から離れた。
6. 自動車の後面に、照明部の上縁が地上0.3 mの位置に白色の反射器が装着されていた。
7. 下図の前面ガラスの上縁の開口部に可視光線透過率が50%の着色フィルムが装着されておりその範囲を確認したところ、当該ガラスの左右両端については、ガラスの上縁から20 cmまで、ガラスの中央部分については、ガラスの上縁から16 cmであった。



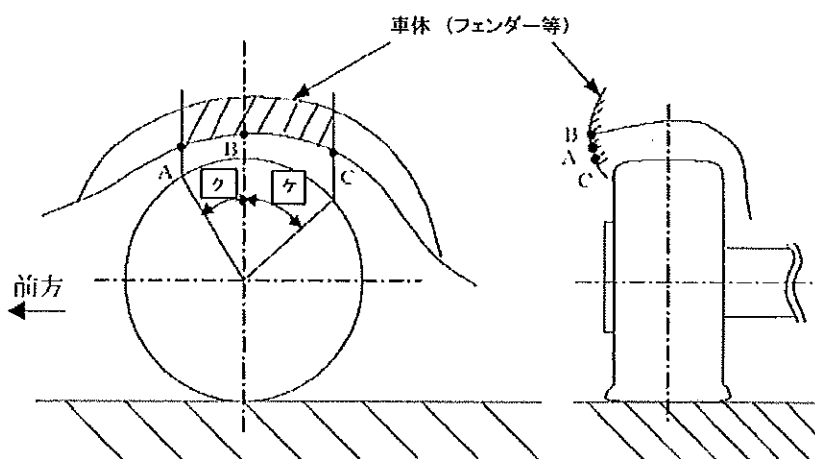
8. 最遠軸距が2.5 m のキャブオーバの最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離（リアオーバーハング）を測定したところ1.5 m であり、自動車の後面のあおりの高さが荷台床面から160 cm あった。
9. 平成8年9月に製作された自動車の走行用前照灯を測定したところ10,000 cdであったが、すれ違い用前照灯を測定したところ規程に定められたすれ違い用前照灯に関する要件を満たしていた。
10. 貨物の運送の用に供する普通自動車で車両総重量が2800 kg の自動車の運転者席において、当該自動車の前面から2 m の位置と左外側線の車両前方への延長線の交わる部分に設置した障害物（高さ1 m 直径30 cm の円柱をいう。以下、同じ。）を直接確認出来なかったが、確認するための鏡を備えたため障害物が確認出来た。



問題3 次の各々の文章は、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び自動車検査独立行政法人審査事務規程について述べたものです。各文の【 】の中に当てはまる適切な数値を記入しなさい。

1. 後写鏡は、取り付けられた状態において被牽引自動車を牽引する場合を除き、その自動車の最外側から【 ア 】mm 以上、その自動車の高さから【 イ 】mm 以上突出してはならない。

2. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量8 t以上又は最大積載量5 t以上のものに備える巻き込み防止装置は、その下縁の高さは地上【 ウ 】 mm以下、その上縁の高さが【 エ 】 mm以上となるよう、また、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が【 オ 】 mm以下となるように取り付けられていること。
3. 平成12年排出ガス規制（排出ガス規制の識別記号が“GH-”）に適合した乗車定員10人以下の普通自動車のアイドリング規制値は、一酸化炭素（CO）にあつては、【 カ 】 %、炭化水素（HC）にあつては、【 キ 】 ppm以下でなければならない。
4. 下図の【 ク 】及び【 ケ 】の範囲において、走行装置の回転部分が当該部分の直上の車体（フェンダー等）より車両の外側方向に突出してはならない。



5. 二輪の小型自動車の近接排気騒音の大きさは、平成15年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成13年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第62条の3第1項に規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、【 コ 】 dB以下、平成15年9月1日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成13年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第62条の3第1項に規定によりその型式について認定を受けた自動車を含む。）については、【 サ 】 dB以下でなければならない。
6. 平成15年7月1日に製作された車両総重量15,980 kgの普通貨物自動車の後面には、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面の断面高さが【 シ 】 mm以上である突入防止装置を、その平面部の最外縁が後輪の車輪の最外側の内側【 ス 】 mmの間、空車状態においてその下縁の高さが【 セ 】 mm以下となるよう取り付けなければならない。

7. 平成15年9月1日に製作された普通自動車の後面の両側に備えられる制動灯は、光源が【 ソ 】W以上で照明部の大きさが【 タ 】 $\text{cm}^2$ であり、最外側にあるものの照明部の最外縁は自動車の最外側から【 チ 】mm以内となるよう、車両中心面に対象となるよう取り付けられ、後方10mの距離における地上【 ツ 】mまでの全ての位置から照明部を見通すことが出来なければならない。

8. 自動車の最低地上高は、「衝撃に十分堪える構造」及び「アンダーカバー等が装着されている構造」以外の場合は【 テ 】cm以上でなければならない。

9. 乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の旅客のように供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間隙は、【 ト 】mm以上であること。

問題4 次の自動車検査証の自動車を、平成22年10月14日継続検査を行った場合について下記の問いに答えなさい。なお、製作年月は初度登録年月とする。

平成21年10月1日

陸運事務所長

### 自動車検査証

|                                                                                                                               |                       |                     |               |                                 |                  |                  |              |                   |                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------|---------------|---------------------------------|------------------|------------------|--------------|-------------------|-----------------|
| 自動車登録番号又は車両番号<br>沖縄 200 は ××××                                                                                                | 初度登録年月日<br>平成20年10月7日 | 初度登録年月日<br>平成20年10月 | 自動車の種類<br>普通  | 用途<br>乗合                        | 自家用・事業用の別<br>自家用 | 車体の形状<br>リアエンジン  |              |                   |                 |
| 車名<br>国土交通                                                                                                                    |                       |                     | 乗車定員<br>57 人  | 最大積載量<br>— Kg                   |                  | 車両重量<br>11510 Kg |              | 車両総重量<br>14645 Kg |                 |
| 車台番号<br>NR×××M××××                                                                                                            |                       |                     | 長さ<br>1119 cm | 幅<br>249 cm                     | 高さ<br>333 cm     | 前軸重量<br>3590 Kg  | 前軸荷重<br>— Kg | 後軸重量<br>— Kg      | 後軸荷重<br>7920 Kg |
| 型式<br>PKG-NR827M                                                                                                              |                       | 原動機型式<br>6PK        |               | 燃料消費率<br>16.75 $\text{l/100km}$ |                  | 燃料の種類<br>軽油      |              | 型式指定番号            | 原形区分番号          |
| 所有者の氏名又は名称<br>国土交通 太郎                                                                                                         |                       |                     |               |                                 |                  |                  |              |                   |                 |
| 所有者の住所<br>東京都千代田区隅が関××××                                                                                                      |                       |                     |               |                                 |                  |                  |              |                   |                 |
| 使用者の住所<br>×××                                                                                                                 |                       |                     |               |                                 |                  |                  |              |                   |                 |
| 使用の本拠の位置<br>沖縄県浦添市港川××××                                                                                                      |                       |                     |               |                                 |                  |                  |              |                   |                 |
| 有効期間の満了する日<br>平成22年10月6日 年 月 日                                                                                                |                       |                     |               |                                 |                  |                  |              |                   |                 |
| 備考<br>【沖縄】、継続検査<br>自動車重量税額 ¥75,000<br>【21年度税制】平成21年10月1日 継続検査 受検済み<br>使用率規制値(NOx・PM)適合<br>オバシメータ測定<br>高速道路を運行しない自動車として保安基準へ適合 |                       |                     |               |                                 |                  |                  |              |                   |                 |

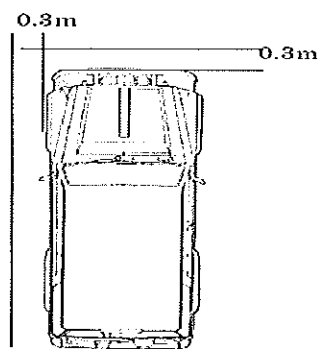
1. 次の各項目について、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び自動車検査独立行政法人審査事務規程に照らして、適切なものは○を、適切でない場合は×を記載しなさい。

(1) サイドスリップ・テストを用いて横すべり量を計測したところ、1 N 5. 5 mmであった。  
なお、横すべり量の特例扱いを受けた自動車ではない。

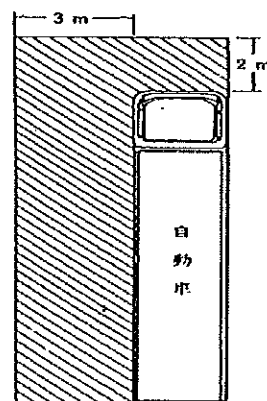
(2) スピード・メータ・テストを用いて速度計が40 km/hを指示したときの計測した速度は30. 5 km/hであった。

- (3) 黒煙測定器を用いて、黒煙汚染度を測定したところ、18%であった。
- (4) 音量計を用いて、近接排気騒音を測定したところ、騒音の大きさが97dBであった。  
 なお、当該自動車の原動機の最高出力は200kWである。
- (5) 騒音計を用いて、警音器の音の大きさを測定したところ、自動車の前方2mの位置において、116dBであった。
- (6) この自動車には、補助制動灯を備えなければならない。
- (7) この自動車は、全ての座席について第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが必要である。
- (8) この自動車の原動機には、速度抑制装置を備えなければならない。
- (9) この自動車には、運転者が運転者席において下図のb)に示す範囲にある、高さ1m、直径30cmの円柱の少なくとも一部を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。

a) 第1号関係



b) 第2号関係



- (10) この自動車は、旅客自動車運送事業用自動車の用に供するため必要な性能及び構造に関する基準に適合しなければならない。

2. この自動車についてブレーキ・テストを用いて制動力を計測（ブレーキ・テストのローラは乾燥状態とし、自動車は検査時車両状態における各軸重を計測することが困難な場合であることとする。）したところ、ブレーキ・テストのローラ上では全ての車輪がロックすることなく（A表）の結果となりました。

この結果から（B表）の①～⑮欄（計算値は、軸重に対する左右差については小数点第3位を切り上げし、その他の制動力の割合ではこれを切り捨てて、それぞれ小数点第2位まで求めること。）を記入し、また、道路運送車両の保安基準への適否を判定して「判定」欄の該当するほうに○をつけなさい。

（A表）

| 項          |     | 目 | 制動力計測値      |             |
|------------|-----|---|-------------|-------------|
| 主 制 動 力    | 前 輪 | 左 | 1 7 8 3 0 N |             |
|            |     | 右 | 1 6 2 5 0 N |             |
|            | 後 輪 | 左 | 1 1 5 0 0 N |             |
|            |     | 右 | 1 1 4 7 0 N |             |
| 駐車ブレーキの制動力 |     |   | 左           | 1 1 2 5 0 N |
|            |     |   | 右           | 1 1 0 2 0 N |

（B表）

| 項 目                                |        |                                 | 基準値                    | 計 算 式                        | 計算値                  | 判定  |
|------------------------------------|--------|---------------------------------|------------------------|------------------------------|----------------------|-----|
| 主<br>制<br>動<br>力                   | 前<br>輪 | 検査時車両状態における前軸重に対する左右差           | ①<br>【     】<br>N/kg以下 | ②<br>【                     】 | ③<br>【     】<br>N/kg | 適・否 |
|                                    | 後<br>輪 | 検査時車両状態における後軸重に対する左右差           | ④<br>【     】<br>N/kg以下 | ⑤<br>【                     】 | ⑥<br>【     】<br>N/kg | 適・否 |
|                                    |        | 検査時車両状態における後軸重に対する制動力の割合        | ⑦<br>【     】<br>N/kg以上 | ⑧<br>【                     】 | ⑨<br>【     】<br>N/kg | 適・否 |
|                                    | 総<br>和 | 検査時車両状態における自動車の自動車の重量に対する制動力の割合 | ⑩<br>【     】<br>N/kg以上 | ⑪<br>【                     】 | ⑫<br>【     】<br>N/kg | 適・否 |
| 検査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合 |        |                                 | ⑬<br>【     】<br>N/kg以上 | ⑭<br>【                     】 | ⑮<br>【     】<br>N/kg | 適・否 |